

2020年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れに対する回答

要 求	回 答
<p>1. 2020年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。</p>	<p>1. 1点目についてですが、当局における令和2年度の要員配置については、人員マネジメントによる職員数の削減が求められています。そうした中、限られた要員を有効活用するため、一部、局内事業移管を行っております。内容を申し上げます、</p> <p>環境施策課所管の環境基本計画を企画課へ企画課所管の一般廃棄物処理基本計画を家庭ごみ減量課へ、事業管理課の環境事業センターの計画整備・維持補修を施設管理課へ移管しております。必要要員については、業務量等を精査のうえ、必要とする要員を措置してまいりたいと考えております。</p> <p>いずれにしましても、職員の勤務労働条件に変更はありませんから、ご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>今後も、本市の人員マネジメント基本の方針である、『所属長が創意工夫を図り、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による自律的な人員マネジメント』を実施してまいりたいと考えています。また、業務内容や業務量等の精査、各職員の業務量の平準化などの工夫を行うことにより、職員数の削減に対応しつつ、勤務労働条件の悪化につながらないよう、適正な要員配置に努めてまいります。</p> <p>また、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、管理監督者に対し、業務終了時刻と退勤打刻の乖離の点検をはじめ、適切な業務従事状況の把握に努めるよう改めて周知徹底を図ってまいります。</p> <p>なお、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、必要な事項について、交渉・協議を行いたいと考えております。</p>
<p>2. 新たに労使合意を行った超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇にかかる総務省からの通知を</p>	<p>2. 2点目の超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇にかかる労働基準法及び人事院規則の改正に</p>

要 求	回 答
<p>踏まえた取り扱いが、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む実効あるとりくみを行うこと。</p> <p>3. 「大規模災害」にかかる行政対応については、体制確保が困難な状況が明らかであり、実効性の初動体制を確保すること。また、被災自治体への支援などについて、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。</p> <p>4. 育児休業等により欠員が生じた場合には、任期付職員制度をふまえ誠意を持って対応すること</p>	<p>かかる取組についてですが、先の交渉で回答いたしましたとおり、各管理監督者が部下職員と十分にコミュニケーションを図るとともに、常日頃から上司部下、職員間での連携を心がけ、風通しのよい職場づくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、2月末時点での行政職員・事業担当主事・事業担当主事補の超過勤務時間合計時間数は30,140時間、一人あたり80.2時間、昨年度の同時期での時間数は、35,513時間、一人あたり90.8時間となっており、合計時間数は、マイナス5,373時間、一人あたり時間数は、マイナス10.6時間となっております。</p> <p>3. 3点目の災害時の対応についてですが、本市では、平成29年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画」を定めるとともに、同計画を実施するにあたり、当局において各担当部署の役割分担等を定めた「業務実施マニュアル」を平成30年3月に策定いたしました。本マニュアルに沿い、初動体制を確保してまいりたいと考えております。</p> <p>被災自治体支援では、昨年、台風19号の豪雨により、河川が氾濫し、多くの市民のみなさまが被災した長野県長野市へ、10月29日から11月18日にかけて職員を派遣し、災害支援を行ってきたところです。今後も、被災自治体への支援を実施する必要が生じた場合は、対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項につきましては、交渉・協議をよろしく願いいたします。</p> <p>4. 育児休業等により欠員が生じた場合には、臨時的任用職員や育休任期付職員制度による代替措置を行うなど、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。</p>

要 求	回 答
<p>5. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと</p>	<p>5. 職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉・協議を行いたいと考えており、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>